

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第 4 3 条の 2 第 1 項第 2 号イ中「第 5 項第 3 号」及び「同号」を「以下この条」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(19) 京都市証明郵送サービスセンターにおいて、次に掲げる収納金を領収する場合

ア 京都市証明等手数料条例（以下この号において「条例」という。）別表第 1 に掲げる手数料（除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面に係るものに限る。）

イ 条例別表第 2(1)の項に掲げる手数料（個人の市民税及び府民税，法人の市民税，固定資産税並びに都市計画税に関する証明書に係るものに限る。）又は条例別表第 2(3)の項に掲げる手数料（評価証明書（固定資産評価額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。）及び公課証明書（固定資産評価額及び固定資産税の課税標準額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。）に係るものに限る。）（いずれも電子計算機の端末機から出力することができる証明書に係るものに限る。）

ウ 条例別表第 3 に掲げる手数料（住民票の写し，戸籍の附票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書に係るものに限る。）

エ 条例別表第 7 に掲げる手数料（租税その他公課に関する証明書（所得証明書及び課税証明書に限る。）及びその他の事項に関する証明書（現に婚姻をしていないことを証する書面及び後見登記等に関する省令第 1 3 条に規定する通知等の有無を証する書面に限る。）（いずれも電子計算機の端末機から出力することができるものに限る。））に係るものに限る。）

第 4 3 条の 2 第 5 項各号列記以外の部分中「収納金を領収したときは」を「場合には」に改め、「当該」を削り，同項第 1 号中「延滞金」の右に「を領収した場合」を加え，同項第 2 号中「国民健康保険料」の右に「を領収した場合」を加え，同項第 3 号中「印鑑登録証明書に係るものに限る。」の右に「を領収した場合」を加え，同項に次の 1 号を加える。

(4) 京都市文化芸術振興基金条例に規定する寄付金の払込みを受けた場合

第113条第1項第2号中「領収調書受払簿（」の右に「第37条各号に掲げる場合を除く。」を加える。

附 則

この規則中第113条の改正規定は公布の日から、第43条の2第1項の改正規定は令和元年7月16日から、その他の改正規定は同年8月1日から施行する。

(会計室)